

2019年5月30日

各位

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく融資への取組状況について

株式会社山形銀行（頭取 長谷川吉茂）は、「経営者保証に関するガイドライン」（※）の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しないお借入の一層の促進を図るとともに、保証契約の締結、保証契約の見直しならびに保証債務の整理について、適切な対応を行うべく体制を整備しております。

この度、本ガイドラインに基づく融資への取組状況（2018年10月～2019年3月末までの実績）について別紙のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

当行は引き続き、「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること」などが、将来にわたって充足すると見込まれるお客様については、お客様のご意向も踏まえ、経営者保証を求めないご融資や、保証契約の解除に努めてまいります。また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

※2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）により公表。

本件に関するお問い合わせ先
広報室 二宮
TEL 023-623-1221（代表）

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく融資への取組状況
(2018年10月～2019年3月実績)

	2018年度下半期 (2018年10月～2019年3月)	(参考)2018年度上半期 (2018年4月～2018年9月)
①新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	1,084	929
②経営者保証の代替的な融資手法を活用した件数	0	0
③保証契約を解除した件数	116	102
④合計〔④=①+②+③〕	1,200	1,031
⑤保証契約を変更した件数	79	108
⑥新規融資件数	5,331	5,330
⑦新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑦=(①+②)／⑥】	20.33%	17.43%
【代表者の交代時における対応】		
⑧旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	6	6
⑨旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	61	56
⑩旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	8	17
⑪旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	7	15